

骨子案から素案への主な追加内容

- P.25～P.26 「⑩-1、⑩-2 放課後児童クラブの利用希望」のグラフを追加
前計画において掲載しているグラフを本計画にも掲載するものです。
- P.39 「第3章 1 基本理念」の内容を一部修正
次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、鈴鹿市子ども条例(仮称)のそれぞれの基本理念を受け、本計画の基本理念へ繋がる内容とするものです。
- P.40 「2 基本的な視点」を追加
次世代育成支援対策推進法の改正により1点のみの視点とし、子どもの権利についても触れた内容とするものです。
- P.40 「3 基本目標」の内容を一部修正
国の基本指針と鈴鹿市総合計画 2031 の方向性を追加するものです。
- P.47 「(2)地域子ども・子育て支援事業」の内容を一部修正
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業を追加するものです。
- P.55～P.76 「5 教育保育事業の量の見込みと提供体制の確保、6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保、7 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付)」の内容を追加
各事業の説明、現状と課題、量の見込みと確保方策、保育利用率について追加するものです。
- P.77 「8 子ども・子育て支援事業の推進に向けた取組」を追加
国の基本指針に基づき、各取組内容について掲載するものです。
- P.81 「第5章 鈴鹿市放課後児童対策計画」へ計画名称を修正
放課後児童対策パッケージが令和5～6年度の対策を示すものであり、令和7年度を始期とする本計画に適していないため、修正するものです。

- P. 81 「1 計画の策定にあたって」を追加
(1)計画の趣旨、(2)計画の位置付けを追加するものです。
- P. 88～P.93 「本市における子どもの貧困の現状」の内容を一部修正
アンケート調査結果として、図表6-1～6-8までを追加するものです。
- 素案全体を通して白地が多い頁へイラストを挿入